

平成24年4月1日から、すべての鳥獣の「愛がん飼養目的の捕獲」は**禁止**になりました。

熊本県では、平成24年4月1日から、鳥獣の乱獲を助長するおそれがあることから、すべての鳥獣の愛がん飼養目的の捕獲については許可しないことになりました。(メジロは平成24年4月1日から、ホオジロ、マヒワ、ウソ、ウグイスなどは、すでに許可の対象から除外されています。)

ただし、平成24年3月31日以前に飼養登録済みの個体は、更新手続きを行うことで、引き続き飼養することができます。

## 注意

○メジロやホオジロなどの野鳥を許可なく飼養すると、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

○メジロやホオジロなど野鳥を許可なく捕獲した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。